

返還金免除制度を受けるには

庄原市奨学金

手続きが必要です

教育総務課総務係 ☎0824・73・1182

市は、学習に意欲がありながら経済的な理由などにより修学が困難な生徒や学生に対し、修学を支援する「庄原市奨学金(貸付)制度」を設けています。本奨学金は、本市出身者のUターン促進と市内定住促進のため、一定期間以上市内に継続して居住すれば、返還が免除されます。

返還免除を受けるためには申請が必要ですが、該当すると思われる方は手続きにお越しく下さい。

申請した月から返還金は免除されませんが、過去にさかのぼって申請することはできません。また、免除期間中に市外へ転出した場合は、返還が再開されますのでご注意ください。

● 該当要件

平成22年4月以降に、新たに庄原市奨学金の返還義務が生じた方で、継続して3年以上市内に居住し、免除されるまでの期間、返還金と市税を完納している方

● 免除期間

申請日以降、引き続き市内に居住している期間

● 提出書類

① 庄原市奨学金返還免除申請書② 住民票の写し③ 市税完納証明書

問い合わせ

教育総務課総務係
☎0824・73・1182

ひとつひとつの住まいの今が、確かな未来を描きます。

震災後初の、
住まいに関する
大切な調査です。



インターネット回答も
可能です。

● 住まいから 描く日本の 未来地図

平成25年 10月1日(火)

住宅・土地 統計調査

一定の統計上の抽出方法に基づき選定された調査対象世帯に、調査員がお伺いします。ご回答いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご回答下さい。調査の結果は、皆さまの暮らしに役立てられます。皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>

総務省統計局 都道府県・市区町村 からのお知らせです

どのようなことを調査するの？

- ① 現在住んでいる住居・敷地に関する事項
 - ・ 居住室の数、広さ
 - ・ 建物の構造、階数、建て方
 - ・ 高齢者のための設備の有無
 - ・ 敷地面積
 - ・ 省エネルギー設備の有無 など
- ② 世帯などに関する事項
 - ・ 世帯の構成
 - ・ 通勤時間
 - ・ 東日本大震災による転居
 - ・ 子の住んでいる場所 など
- ③ 現住居以外の土地の所有に関する事項
 - ・ 所有の有無
 - ・ 土地の種類 など

● 前回(平成20年)の調査で得られた庄原市の結果

住宅総数	18,150 戸
空き家	3,220 戸
1 か月当たり家賃	35,355 円
持ち家総数	11,630 戸
耐震診断をしたことはない家数	11,230 戸
1 住宅当たり居住室数	2.91 室

問い合わせ 情報政策課情報政策係
☎0824-73-1113